

# 熊本県医師修学資金貸与医師 キャリア形成プログラムの更新について

## キャリア形成プログラムの概要

### キャリア形成プログラム策定の経緯

- 平成30年7月に改正された医療法の規定に基づき、**「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的**として、各都道府県において「キャリア形成プログラム」を策定することとされた。

### 本県におけるキャリア形成プログラム(現行)

- 令和2年1月に「熊本県医師修学資金貸与医師キャリア形成プログラム」を策定。
- 県医師修学資金貸与医師・学生が義務年限満了までの将来の地域勤務をイメージし、不安解消につながるため、勤務ルールその他、専門研修基幹施設及び診療科(基本領域)ごとに、将来勤務する医療機関を記したコース例を掲載。
- 現行のキャリア形成プログラム(R6.3月更新)には、**形成外科を除く18診療科、29コース**※を掲載。  
※キャリア支援策の1つとして掲載している地域医療・総合診療実践学寄附講座作成の「総合診療特別研修プログラム」を含む。
- プログラム対象期間は、修学資金の返還免除のために知事指定病院等での勤務が必要な期間。
- 医師が不足する地域における医師の確保及び派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保の両立につながるよう、**コースは毎年見直しを実施**。

## キャリア形成プログラムの更新及び公表について

- 厚生労働省が策定したキャリア形成プログラム運用指針において、都道府県は、キャリア形成プログラムのコースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し協議を行うこととされているため、本日お諮りするもの。
- 本日の地域医療対策協議会で協議が調った事項に基づき、キャリア形成プログラムを更新（変更）し、県のホームページで公表するとともに、対象となる医師・学生に周知する。

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和3年12月1日付医政発1201 第1号）※一部抜粋

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (1) 地域医療対策協議会における協議

都道府県は、毎年度、キャリア形成プログラムの内容を改善するよう努め、コースを新たに設定又は変更しようとする場合は、その案を地域医療対策協議会に提示し、協議を行うこととする。

#### (3) 策定等及び公表

都道府県は、都道府県が行う医師派遣と大学が行う医師派遣の整合性の確保を図ることや、派遣される医師本人のキャリア形成の機会を確保すること等の改正法の趣旨が十分に果たされるよう、毎年度9月末までを目安に、(1)の協議が整った事項に基づき、キャリア形成プログラムのコースの策定又は変更を行い、その内容を公表するものとする。

## 今回の更新について①

### 更新の進め方

#### 1 コース作成（更新）の照会対象

令和7年度専門研修プログラムを策定し、専攻医の募集がある県内の専門研修プログラム

※連携施設等に知事指定病院等が含まれていない専門研修プログラムを除く19診療科、31専門研修プログラム

#### 2 キャリア形成プログラムの掲載対象とする要件

キャリア形成プログラムに掲載するものは、以下の【要件1】、【要件2】の両方を満たす診療科（専門研修プログラム）とする。

【要件1】 専門研修プログラムの連携施設等として知事指定病院等が少なくとも1医療機関以上は含まれており、かつ当該知事指定病院等での研修期間が1年間以上可能であること。（カリキュラム制を採用する場合を除く。）

【要件2】 以下の①、②のいずれかを満たし、当該診療科を選択した場合に貸与医師が義務年限を満了できること。

① 第2グループで当該診療科医としての勤務先がある。

② 第2グループで当該診療科医としての勤務先はないが、その期間中、地域で必要とされる診療科の医師（一般内科医や総合診療医）として勤務する（その場合でも、専門医資格の更新が可能）。

⇒ 義務年限中の地域勤務とキャリア形成の両立が可能な診療科（専門研修プログラム）のみ掲載可能。

## 今回の更新について②

### 主な更新内容

#### 1 知事指定病院等の区分の変更について

令和7年度から、**山鹿市民医療センターは、第1グループから第3グループへ変更**

理由：第1グループの要件※を満たさなくなるため

※基幹型臨床研修病院もしくは専門研修プログラムを構成する専門研修施設になっている診療科（基本領域に限る。）が5以上あること

#### 2 コースの作成及び一部変更

令和7年度専門研修プログラムを基にキャリア形成の実態等を反映し、**想定される勤務先を最新の情報に更新**

##### <新たにコースを作成>

- ・熊本赤十字病院専門研修プログラムコース（麻酔科）
- ・済生会熊本病院（外科）

##### <コースの一部変更>

- ・熊本大学病院専門研修プログラムコース（総合診療、内科、外科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、泌尿器科、脳神経外科、救急科、麻酔科、放射線科、臨床検査）
- ・熊本医療センター専門研修プログラムコース（総合診療、救急科）
- ・済生会熊本病院（内科）

# キャリア形成プログラムの更新に係る意見聴取について

## 県医師修学資金貸与医師・学生への意見聴取

- キャリア形成プログラム運用指針において、キャリア形成プログラムのコースを新たに設定又は変更しようとする場合は、対象となる医師・学生から意見を聴取することとされている。
- このため、今回の更新案について、意見の聴取を行ったところ、意見の提出はなかった。

<参考>『キャリア形成プログラム運用指針』（令和3年12月1日付医政発1201 第1号）※一部抜粋

### 3. キャリア形成プログラムの策定等の手続

#### (2) 意見聴取

- ア 都道府県は、キャリア形成プログラムの既存のコースの内容や、新たに設定又は変更しようとするコースの内容について、対象医師及び将来対象となる予定の学生（以下「対象学生」という。）の意見を聴くものとする。
- イ 都道府県は、意見聴取を開始する旨を対象医師及び対象学生に通知するとともに、必要に応じ、キャリア形成プログラムの内容や地域医療対策協議会における協議状況等に関する説明会を開催する等により、対象医師及び対象学生が都道府県に意見を述べることができる環境を整えるものとする。
- ウ 意見聴取は、キャリア形成プログラムの各コースについてそれぞれ行うものとする。
- エ 都道府県は、対象医師及び対象学生から意見を聴いたときは、当該意見を地域医療対策協議会に報告し、キャリア形成プログラムの内容に反映させるよう努めるとともに、当該意見の内容を公表することとする。

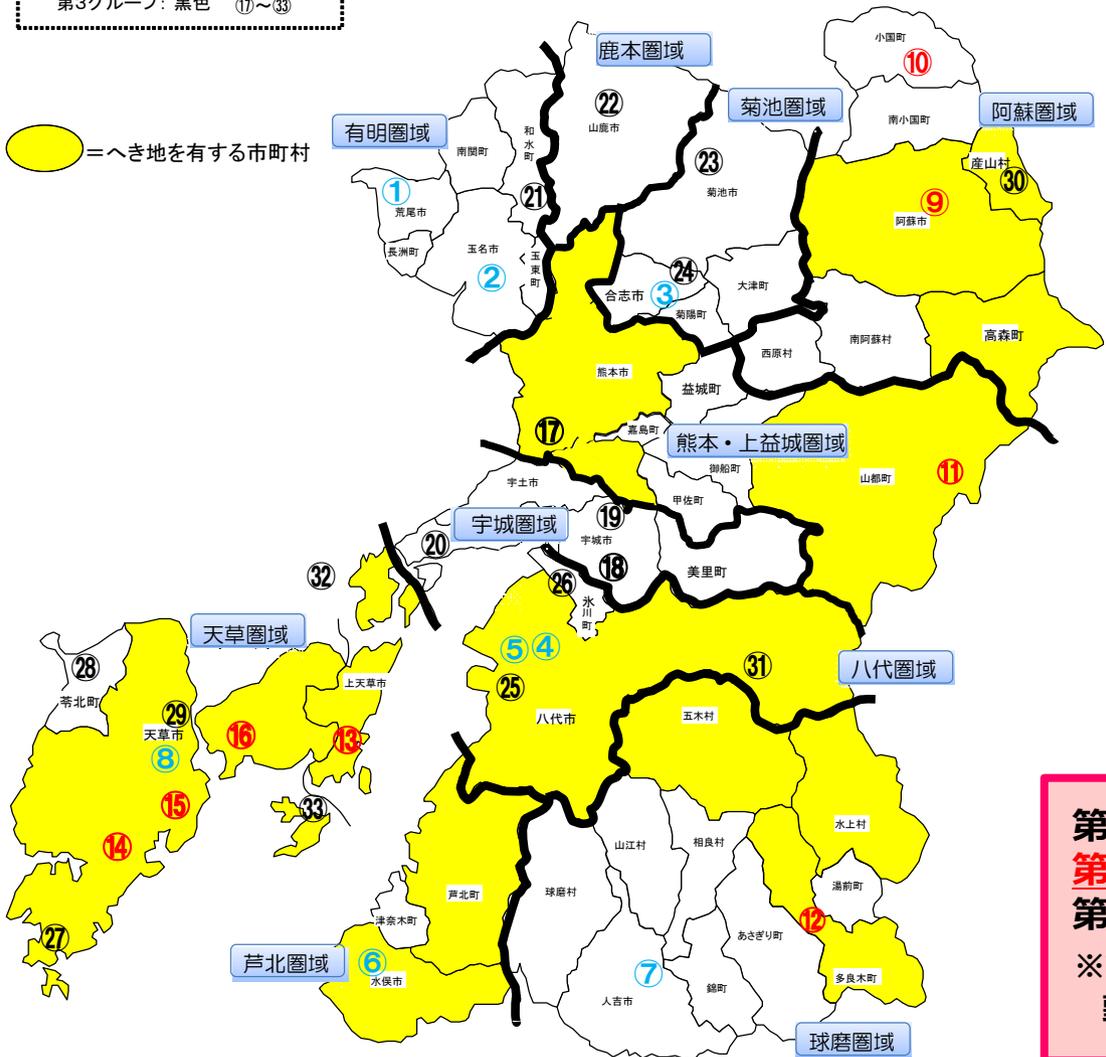
# 医師修学資金貸与医師の派遣先医療機関（知事指定病院等）一覧

R7.4.1～（予定）

## 知事指定33医療機関

- 第1グループ：青色 ①～⑧
- 第2グループ：赤色 ⑨～⑱
- 第3グループ：黒色 ⑲～⑳

 =へき地を有する市町村



### 【第1グループ】

圏域	医療機関名
有明	①有明医療センター
	②くまもと県北病院
菊池	③熊本再春医療センター
八代	④熊本労災病院
	⑤熊本総合病院
芦北	⑥水俣市立総合医療センター
球磨	⑦人吉医療センター
天草	⑧天草地域医療センター

### 【第2グループ】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑨阿蘇医療センター
	⑩小国公立病院
上益城	⑪そよう病院
球磨	⑫公立多良木病院
天草	⑬上天草総合病院
	⑭河浦病院
	⑮新和病院
	⑯栖本病院
	⑰湯島へき地診療所

### 【第3グループ（うち病院）】

圏域	医療機関名
熊本	⑰こころの医療センター
宇城	⑱熊本南病院
	⑲こども総合療育センター
有明	⑳済生会みすみ病院
有明	㉑和水町立病院
鹿本	㉒山鹿市民医療センター
菊池	㉓菊池郡市医師会立病院
	㉔菊池病院
八代	㉕八代市医師会立病院
	㉖八代北部地域医療センター
天草	㉗牛深市民病院
	㉘苓北医師会病院
	㉙天草中央総合病院

### 【第3グループ（うち診療所）】

圏域	医療機関名
阿蘇	⑳産山村診療所
八代	㉑椎原診療所
天草	㉒湯島へき地診療所
	㉓御所浦診療所

第1グループ：2年間以内  
 第2グループ：2年間以上  
 第3グループ：残りの期間

グループ間の  
 順序は変更可

※第3グループのうち、診療所で勤務した期間は、第2グループで勤務した期間とみなす。

## 《参考》地域枠医師のコース選択状況

### コース選択状況（診療科別） ※R7.4.1見込

診療科名	選択者数
総合診療	1
内科	23
外科	6
小児科	5
産婦人科	3
精神科	5
眼科	2
泌尿器科	1
整形外科	3
脳神経外科	1
麻酔科	2
放射線科	3
合計	55

- 専門研修基幹施設別  
熊本大学病院 54名  
熊本赤十字病院 1名（内科）
- 選択者なし  
皮膚科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、救急科、  
病理、臨床検査、リハビリテーション科

※R6年度末で義務年限を満了する見込みの3名を除く